

「平成31年度原子力発電施設等研修事業委託業務」募集要領

1 委託業務の内容

(1) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(2) 契約期間

契約締結日（平成31年5月中旬予定）から平成32年2月28日

2 基準額

業務全体で17,774,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 募集の概要

(1) 参加資格

別添平成31年度原子力発電施設等研修事業委託業務仕様書に定める業務を遂行できる能力を有し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 参加方法

別紙「参加表明書」により平成31年4月23日（火）正午までに、(3) 提出先・連絡先へ提出すること。

(3) 提出先・連絡先

青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課

住 所：〒030-8570 青森市長島1-1-1

電話 番 号：017-734-9725

F A X 番 号：017-734-8213

E - m a i l : enerugi@pref.aomori.lg.jp

(4) 企画提案書作成等に関する質問等の受付

① 参加表明書提出後から平成31年4月24日（水）午後3時（必着）

② 提出方法

- ・ F A Xにより提出すること。
- ・ 様式は任意とするが、件名を「平成31年度原子力発電施設等研修事業委託業務に関する質問」と記載すること。
- ・ 送付先は、上記（3）提出先・連絡先とすること。
- ・ 送信後、電話連絡により着信の確認をすること。

③ 回答方法

質問に対する回答は、FAXで当募集事業参加者全てに対して行う。

④ その他

受付期間以外に提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。

(5) 審査について

① 提出される企画提案書の内容についての書類審査とし、原子力及び周辺分野に関する有識者並びにエネルギー開発振興課職員で審査する。(説明会及び審査会は開催しない。)

② 次に掲げる事項に該当するものは失格とし、審査の対象としない。

- ・提出期限を過ぎて提出されたもの
- ・提出書類に不足のあるもの
- ・仕様書記載の条件を無視し、又は基本的要求事項を満たさないもの。

③ 審査結果については、企画提案書提出者に通知する。

④ 審査結果についての異議申立ては受けけない。

(6) 提出書類

企画提案書 (A4版とする。様式任意)

次の内容を盛り込むこと。

① 研修内容、予定講師

② 研修スケジュール

③ 経費見積額 (研修項目及び費目ごとの積算内容がわかるもの)

※ 平成31年10月1日以後行われる資産の譲渡等について適用される消費税及び地方消費税の税率は10%とされていることに留意すること。

会社概要 (パンフレット等)

④ その他必要事項

(7) 提出部数

7部 (原本1部、他6部はコピー可)

(8) 提出期限

平成31年5月7日 (火) 正午

持参又は郵送等とする。なお、郵送の場合は、上記提出期限内に必着とし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。

4 契約について

審査の結果、最も優れた提案として評価した受託候補者と提出された企画提案書を参考に委託内容や金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

なお、当該受託候補者が契約を辞退した場合には、審査における採点合計により契約の相手方を選定する。

5 その他

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1件とする。
- (2) 企画提案書作成に要する経費は、提出者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載がある場合は、当該提案は無効とする。
- (4) 当該業務の財源となる国の補助金の交付決定がなされなかった場合には、契約しない場合がある。